

報告第12号

令和4年度京田辺市水道事業会計継続費の繰越について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和4年度京田辺市水道事業会計継続費を繰越し、継続費繰越計算書を調製したので、同条同項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月9日 提出

京田辺市長 上 村 崇

